

18世紀近江国の二寺社普請をめぐる 二郡大工組の特色ある対応について

—二郡大工組と蒲生郡大工組頭高木但馬との関係—

八里 勲

人間文化学研究所博士前期課程 2014 年修了

はじめに

近世における五畿内及び近江国の大工組は、当初中井大和守正清の中井家支配下に属し、元禄6年(1693)組織改革以降、徳川幕府京都大工頭中井役所の支配下であって幕末まで続いた。

元々、徳川家康の指示で関ヶ原の戦、大坂冬・夏の陣において、工兵的協力をした上記地域の各大工組を中井正清の配下として、幕府は、後に禁裏御所など国家的規模の普請にいつでも動員できるように組織した⁽¹⁾。しかし、摂津国大坂と山城国京都の都市大工は、町人として大坂・京都町奉行所の支配を受ける一方、職分として中井役所支配の役大工であった。ただし、例外として、元禄5年(1692)当時御扶持人棟梁として、禄高100石の弁慶小左衛門、同71石の池上五郎兵衛、同38石の矢倉久右エ門が、中井家配下のうち京都町大工とは別格の存在であった⁽²⁾。

他方、それ以外の五ヶ国および近江国各郡大工組は、基本的に半農半工であり、各在所においてそれぞれの領主と幕府中井家の二元支配を受けていた。このため、緊急招集の命を受けた六ヶ国農村大工組は、農繁期であっても普請・作事場に向かう必要があった。一方、年貢米生産のための農作業は、家人の他に村内、状況によっては他村の労働力にも頼ることになり、余分の経費が発生することになった。この不合理をなくすため寛永12年(1635)、近江国栗太郡大工組頭山本但馬等が代表して幕府に訴訟し、結果として老中連署奉書が発行され、諸役免除の特権を得ることになった⁽³⁾。所有石高いわゆる大工高を持ち、この反面給付的権利を有する大工を役大工(高持大工)と称し、所有石高の無い大工を平大工(無高大工)と呼んでいた。同時に幕府は、寛永年中から出していた作事法度の内容を徐々に具体的な内容のものに改めつつあった。寛文8年(1668)の江戸の大火を機に五項目の作事法度⁽⁴⁾が出され、主な内容は、基本的に梁間を三間以下に限定(通称三間梁)し、その他華美な仕様に制限を加えたものであった。上方においても、同作事法度が

中井家を通じて各大工組に指示され、同時に発注者となるべき寺社方には京都奉行所から通達された。

近江国においても五畿内農村大工組と同様であったが、彦根藩領の大工は中井役所支配から除外されていた。このいきさつは、大坂冬・夏の陣で家康本陣や平野の秀忠陣へ召集され、陣所や井楼の建方、防弾楯の製造を任された中井家配下の大工衆とは別に、井伊直孝の陣所に彦根大工・杣⁽⁵⁾150人が詰めていたことによると推定できる。また、先述の老中連署奉書発行前の幕閣の寄り合いで井伊直孝は、「大工大和方へ御使を以て御やとい被成、それの御まゝ被成候間、諸役御免被成御公儀大工⁽⁶⁾被成間敷」と発言している。ここで大工大和とは、三代中井正知(従五位下大和守)を指すものと考えられる。このときは、同席の京都所司代板倉重宗が戦時下になれば非常招集がかけられる公儀大工の必要性を認め連署奉書発行に至ったいきさつがあった⁽⁶⁾。したがって、彦根藩主である直孝の方針で藩領内大工集団を独自に管理下に置いていたと考えられる。

このような背景のもとで、元禄6年(1693)以降、中井家支配を中井役所支配に呼びかえるが、同役所支配下の近江国大工組のうち郡大工組のテリトリーを越える二寺社の普請をめぐる争論が発生した。通常、各大工組の営業範囲を越えての普請・作事は、「郡大工組相互の広域活動を制限する証文」⁽⁷⁾⁽⁸⁾の項目に抵触することになる。同時に大工組内の大工所と呼ばれる営業活動範囲の規制は、個々の「郡大工組定書」に配下の大工が守るべき事柄の一つとして明示されていた。こうした所属郡大工組を越えての作事は、「郡越作事」と一般によれば、原則禁止であったが、中井役所の許認可と相手郡大工組および当該大工所(営業権)をもつ大工の了解のもとで例外的に認められていた。

同時期に発生した同じ郡越作事でありながら、二つの争論は、地元の郡大工組の対応により途中経過および最終形に大きな差が出るようになった。本稿では、それぞれの郡大工組の実態と相違の要因を解明することを課題とする。あわせて、歴史的背景や

当時の価値観にまで言及したいと考える。なお、用語としての「普請」は、大規模で礎石・石垣を含む建設工事で、「作事」は、一般建築工事を意味する。

第1章 浅井郡、甲賀郡および蒲生郡各大工組の成り立ちとその特質

(1) 浅井郡大工組の成り立ち

第2章で検討する一つ目の争論は、浅井郡内の作事である。浅井郡大工組は、寛永十二年老中連署奉書が発行された時点で中井家支配であったことが近江国の郡別大工高⁹⁾(寛永13年11月)でわかる。この時の同郡の大工高は288石余であり、彦根藩領の相給地が郡内に点在するため、表-1に示すように湖南および湖西各郡に比べ相当低い値を示す。浅井郡の石高7万6千石余りに対し上述のように大工高は、288石余で、占める割合が0.3%台である。これに対し、甲賀郡全体の総石高は、浅井郡とほぼ同数の7万5千石に対し大工高は831石余で三倍近くの差がある。浅井郡大工組は、元々近江国中で低位の大工高を有する郡大工組であった。弱小大工組であったこともあり、領主からの高役赦免を反故にする動きに十分対抗できなかったため、明暦年中(1655～1658)に大工組が中絶¹⁰⁾したといわれている。その後、当大工組は、約70年の中絶期間を経て享保16年(1731)に再建されたことが知られている。大工組再建時、大工高を所有していた大工は、富田村の大工8人ほどであったといわれている。近江国大工高は、通常1人当たり10石程度であったので、郡大工組総大工高は100石に満たず、寛永年間に比べ約1/3に減っていた。大工組は再建当初から弱体組織であったが、これを示すように郡大工組を統括する組頭は、当初の三代以後年番制であり、蒲生郡や甲賀郡大工組のような世襲制組頭に比べ統率力に欠けていたといわれている。

(2) 甲賀郡大工組の成り立ち

第3章で検討する二つ目の争論は、甲賀郡内の作事である。甲賀郡大工組は、近世初頭から池田村佐次右衛門家が代々世襲の組頭¹¹⁾を務めていた。配下に四組の小組を従えて中井家支配、中井役所支配をうけていた。佐次右衛門は、享保年間末頃領主である水口藩の賦役を阻止できず引き受けたため、配下の役大工衆から諸役免除の特権を主張できなかった理由で組頭の地位を失い退転している。甲賀郡も

表-1 近江国郡別大工高(寛永13年11月) 単位:石

郡名	大工高			郡別石高
	諸給人分	井伊家分	比率	
高嶋郡	1,490		2.03%	73,470
志賀郡	1,243		2.74%	45,314
栗太郡	1,469		2.26%	64,978
甲賀郡	831.9		1.10%	75,410
野洲郡	408.8		0.67%	61,155
蒲生郡	956.3	2,035	0.81%	135,458
神崎郡	466.6			47,135
愛知郡				63,975
犬上郡				60,879
坂田郡	97.2			89,174
浅井郡	288.6		[0.38%]	76,209
伊香郡	213.9		0.60%	35,748
小計	7,464	2,035	1.15%	828,900
合計	9,499		1.15%	828,900

注: 谷直樹著『中井家大工支配の研究』第二章から引用

1) 大工高は「上記年月、近江国中大工石高之帳」(稿本高木家文書)

2) 井伊家分は蒲生郡から浅井郡までまたがるが、大工高の内訳は不詳

近江国他郡同様相給村が多く、佐次右衛門配下の大工衆の中には、水口藩領以外の領主支配下にある者もいて同様の賦役を掛けられないよう中井役所へ申し出て断りを入れてもらうのが通例であった。組頭自身、役大工の特権の行使ができなかった事件を起こしたことが配下の大工衆の信頼を失う原因であった。

甲賀郡総石高に対する同郡総大工高が占める比率は、表-1に示すように、近江国総石高の大工高比の平均値1.14%に対してほぼ同様の大工高比1.10%を示している。組頭佐次右衛門退転後の甲賀郡大工組は、山北組、山南組、柚庄組(柚組)、柏木組の四組に分裂¹²⁾した。これは中井家からの通達「貞享三年(1686)申渡覚」で、五人組制度のもととなってできた四小組が独立したものと考えられる。役大工の行動規範となる定書のうち、甲賀郡大工定書は、近江国・五畿内の六ヶ国農村大工組の中で定書が最も早く¹³⁾成立したとされる。

(3) 蒲生郡大工組の成り立ち

二つの争論には、いずれも蒲生郡大工の高木作右衛門が関係している。近江八幡大工町の高木家は、近世初期から蒲生郡大工組の大工組頭を勤めていた。豊臣秀吉の甥秀次の築城に伴い町割りができ、通称八幡堀に面した所に大工町があった。中世末期には有力な大工家として存在していた可能性が高く、近世に入って直ぐに、近江国各郡組頭への中井家(のちの中井役所)からの通知文の触頭を勤めたこともあり、同国内では筆頭格の大工組頭として存在していた。陸運で中山道、水運で湖水への船積みができる八幡堀に面していて、水陸の材木の運搬に恵まれた場所にあり、最盛期、配下の役大工300人以上を有する同国内の一大勢力でもあった。

高木作右衛門家は、近世に入ってから中井家・中井役所の支配下で、近江国内の各郡大工組への「通達触頭」を務めるなど重要な地位にあった。

また、西本願寺から三代にわたって受領名「日向」「但馬」「兵庫」を拝領した高木作右衛門家は、近世中期に多くの優良な社寺を造営し、最盛期を迎えたとされる。近世末期になると、大工人数の増大により、一郡一組頭制での管理が困難になる傾向にあった。近江国最大勢力であった蒲生郡大工組も配下の大工数の増大により、組の組頭への裁量にゆだねる方向に傾いていった。

第2章 浅井郡玉泉寺普請をめぐる郡越作事に関する関係者の対応と特性

(1) 浅井郡玉泉寺普請に関する郡越作事の概要

浅井郡玉泉寺は、浅井郡三川村(三河村とも書く。現長浜市虎姫町三川)に位置する。本堂には本尊として鎌倉時代作で現在国重要文化財の元三大師像が祀られている。元三大師は通称名であり、正式には平安時代中期の天台宗第十八代座主良源で諡号が慈恵大師である。寺伝によると本堂の建立は、安永9年(1780)彦根藩井伊家からの支援を得て建立されたとされる。

玉泉寺本堂建立の経緯については概略以下の通りである。宝暦2年～4年頃(1752～1754)本堂普請について、普請主が誰であるか明確ではないが、蒲生郡大工組頭高木但馬に発注する意思が示された。実際に普請が始められたのは28年後の安永8年(1779)であり、翌年の上棟のときの寺僧は長寿院法印知珍であることが、祈祷札の控書⁽¹⁴⁾から読

み取れる。

建立発願時の浅井郡組頭は、年番制組頭野寺村の清左衛門と年寄小倉村の久左衛門が勤めていて、中井役所に対し他郡の組頭を本堂普請棟梁に選任しようとしたことへの不服申し立て⁽¹⁵⁾を行った。浅井郡大工組は、再建設立時から他郡大工組に比べ弱体組織であったことを第1章(1)で解説した通りであるが、再建当初から宝暦2年(1752)までの約20年間で、三人の大工組頭が存在した。宝暦2年以降年番制組頭組織に変更になり、初代の年番組頭が野寺村の清左衛門であった。次代の年番組頭は、宝暦4年(1754)から宝暦8年(1758)の間、落合村の内右衛門が勤めることになった。したがって当大工組が中井役所への不服申し立てを訴訟をした時点で内右衛門は、組頭を務める力量があったと推定できる。玉泉寺普請の顛末は、後に解説するが、内右衛門が年番組頭の地位にいた約5年間で、普請の実務を高木但馬から引き受けるまでの関係を構築していったと考えられる。

玉泉寺本堂普請に関して問題となったのは、一般に「郡越作事」とよばれる他郡へ越境しての普請・作事行為である。享保16年の大工組再建時に中井役所の承認を得た浅井郡大工仲ヶ間定帳⁽¹⁶⁾では「一 当組より他所之組方^江参、細工致候節^者其方之組頭先出入之大工^江申届、相对之上細工可仕候、組頭より状を添遣候儀も可有之事」と記されている。このことは組内大工への行動規制であり、組外他郡大工の行動には一定の抑止効果はあるが、強力な制限にはなっていなかった。

先述の寛文8年の作事法度に対し、蒲生郡作右衛門組(高木家直属の大工小組と推定)は、法度の遵守の他、公儀御用に即刻対応、大工作法の遵守、大工営業範囲(大工所)の吟味、他郡への出入り禁止、の五項目に配下40名の大工が連署押印⁽¹⁷⁾をしている。同時に貞享3年(1686)中井家は、六ヶ国大工組に対し、各大工組定書の元となった「三ヶ条の申渡覚」⁽¹⁸⁾を発行している。「大工組に五人組制度の適用および相互監視と公儀普請出仕の厳守」、「作事法度の厳守ならびに中井家承認の絵図通に細工すること及び事前着工の禁止」、「組頭襲襲の条件養子等器量を見立ての上選任」、の三項目であった。

中井家・中井役所からのこれらの重要な法度・通達は、浅井郡大工組再建以前に発行されていたものであるが、中井役所支配下となった享保16年

(1731)に上記作事法度や「三ヶ条の申渡覚」の内容を上述のように11ヶ条の浅井郡大工仲間定帳に定め、中井役所中井主水の承認印を得ている。

発注者である玉泉寺側の郡越作事の原則禁止の認識の程度は軽かったと想定できるが、当時蒲生郡大工組頭高木但馬は、多くの寺社を蒲生郡以外⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾でも手掛けていることから堂宮大工の名工として知られた存在であったようである。中井役所と高木但馬の関係は、正月、八朔の定期的御礼や普請願絵図の承認窺い等相当頻繁であったため、御礼・諸手続きなどの金銭の納付額も多額であったと想定され、再建されて間の無い、しかも年番である浅井郡大工組の組頭とは、対応の差が出てくることは容易に推定できる。

この事件の先行研究では、高木但馬に棟梁役が決定し、普請が行われたと記載⁽²¹⁾されていたが、建立の安永9年(1780)では、高木家当主が宝暦9年(1759)年に但馬から子の兵庫に代替わりして20年以上経ち、兵庫の別寺院の絵図から生年は元文3年(1738)であり、親子の年齢差が40歳ほどあったので、但馬が棟梁とは考えにくい。その後、玉泉寺普請の一件は、通常考えにくい方向で普請をされる事になる。この経緯については、(2)で文書翻刻文の内容を解説しながら時系列で説明する。

(2)浅井郡玉泉寺本堂普請をめぐる関係者の動向

宝暦2年～同4年頃(1752～1754)、浅井郡三河村玉泉寺本堂の普請について、蒲生郡大工組頭高木但馬に発注する意思が示されたが、時の浅井郡組頭は、中井役所に対し他郡の組頭を棟梁に選任することへの不服申し立ての理由を、「郡越作事」とよばれる他郡へ越境の普請・作事行為の原則禁止違反として訴えた。また、享保16年の大工組再建時に、中井役所の承認を得た浅井郡大工仲間定帳⁽¹⁶⁾の郡越作事の作法についての記載・内容および制限効力については、先述した通りである。しかも、延享3年(1746)の近江国各郡の「郡越作事」の原則禁止の証文⁽⁷⁾「為取替證文之事」が発効して数年のことであり、自主規制は条件付きではあるが効力があつた。「郡越作事」の原則禁止の内容を表-2・文書-1に示すが、その要旨は、近江国主要大工組頭が連印した「郡越作事」の条件付きの許可内容、および作事法度に定められた寺社や百姓家間延(三間梁を越える作事)の場合の中井役所への事前許認

可申請の規定である。

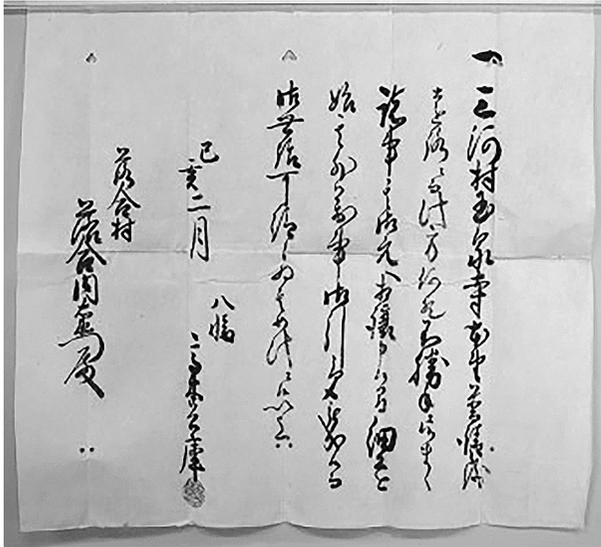
表-2・文書-2⁽¹⁵⁾に示すように、中井役所からの返答は、「普請主の要望通り高木但馬に普請できるよう浅井郡大工組として承知するように、普請願絵図に郡内大工の名前を記入し提出する」または、「高木但馬の普請願に浅井郡組の大工が承認の加印をする」のいずれかの選択肢を示した。しかし、浅井郡大工組は両方とも拒絶したので、今後は中井役所の独自判断で対処する旨の方針を示した。「もし、郡外大工から出された普請願が認められるようになれば、浅井郡大工組の職法も乱れることになるので、当組の名前で普請願し、実際の作事を高木但馬が請負ったとしても、仕手大工として浅井郡大工組が参加させてもらうように希望すれば、中井役所も高木但馬に申してやる」と仲介案を提示した。

玉泉寺普請に関する先行研究⁽²¹⁾では、上述の文書の内容から高木家が請負ったと判断していたが、後に筆者が研究した落合家文書の内容によって、実際は落合内右衛門によって普請されたことがわかった。

内右衛門は、宝暦4年(1754)～宝暦8年(1758)浅井郡大工組組頭を務めていた⁽¹⁰⁾。そして、宝暦9年頃までに内右衛門が高木但馬の弟子となっていることが推定される、但馬から内右衛門に宛てた書状がみられる。この文書を表-2・文書-3に示す。一郡の大工組頭が他郡の大工組頭の弟子になることは非常にまれなことであるが、自郡大工組の実利を重んじ、旧習にとらわれない比較的自由的発想は、新興大工組ならではなかったと推定できる。

但馬の書状では、施主の好みや予算に適合した設計に苦慮していたことが窺われ、内右衛門が但馬の弟子になり、大師堂(玉泉寺本堂)の普請の世話役を務める事の要望を受け入れることは、例外のことであることなどが書かれている。

これによって設計は高木但馬、作事は落合内右衛門であったことがほぼ確実となる。また、このことを裏付ける史料として写真-1・文書-4に本文と翻刻文を添付する。文書-4は己亥年(安永8年:1779)に但馬の子兵庫が玉泉寺の普請譲り状を内右衛門に送ったものである。この理由として高木兵庫は落合内右衛門に「遠路=何尠不勝手=候ま、」と書いているが、陸運で琵琶湖岸沿いの比較的平坦な道で十里ほどの道程である。湖上水運で加工木材



一 三河村玉泉寺本堂普請義
 遠路^三而此方何歟不勝手^二候ま、
 諸事其御元へ相讓申候間、細工を
 始其外万事御引受被成候^而
 御世話可給候、為其如此^二候、以上

八幡
 己亥二月 高木兵庫^印
 (安永八年と推定)
 落合村
 落合内右衛門殿

写真-1 玉泉寺本堂普請讓状本文、同翻刻

表-2 玉泉寺本堂普請に関する文書整理表

文書番号	文書のタイトル・主旨・年号	差出	宛名	備考
文書-1 落合家文書3	「為取替証文之事」 近江国主要大工組頭連印の 郡越作事その他の取り決め 証文 延享3年(1746)寅2月	近江国各郡大工組 頭 (連印)	(中井主水役所)	文面から各組頭連印の証文 写しが中井役所へも提出さ れたことがわかる。
文書-2 長浜城博物館蔵 西島但馬家文書	「飛脚を以申入候」 宝暦2年~同4年頃 (1752~1754)	分部 甚兵衛他 永田 勝左衛門 弁慶 勝丞 (中井役所役人)	浅井郡大工組 年番組頭 清左衛門 年寄 久左衛門	浅井郡大工組の訴状に対す る中井役所からの返答書
文書-3 落合家文書294	高木但馬から内右衛門に宛 てた書状 (遅くとも宝暦9年まで)	蒲生郡大工組頭 高木 但馬	落合 内右衛門	文の内容から内右衛門が但 馬の弟子になり、大師堂の 世話役することに賛同する 旨などが書かれている。
文書-4 落合家文書270	〔大師堂普請讓状〕 己亥二月 (安永8年(1779)と推定)	高木 兵庫	落合 内右衛門	但馬の子兵庫から内右衛門 に宛てた大師堂普請の譲り 状

の運搬も可能で、兵庫の住む近江八幡大工町は、運河で湖水につながっていて、内右衛門の在所も湖岸からほど近く、玉泉寺まで一里半の場所にある。したがって、この時高木兵庫は、郡内その他の普請と仕事が重複していたと推定でき、内右衛門との付き合いも20年以上になっているので、信頼した上での譲り状に至ったと考えるのが適切である。同時に内右衛門から礼金と思われる15両が兵庫に送られていて、この領収書が落合家文書⁽²²⁾にみられる。

上記の他に祈祷札の控書⁽¹⁴⁾が残されており、その文面からは、安永9年(1780)に建立され、大工棟梁として落合内右衛門の名が読み取れる。落合家文書にはこの後に内陣他本堂内の内装作事が引き続き行われていたことを示す支払帳、費用の受取帳など多数の関係書類⁽²³⁾が残されているので、寄進を受けながら予算に適合した作事を継続していたことが窺える。以上に関係する文書類を整理して表-2に示す。



写真-2 玉泉寺本堂外観(棟瓦は天台宗の菊紋と彦根藩井伊家橘紋が入る)



写真-3 専修寺如来堂外観(2017年重要文化財から国宝に指定)

(参考) 玉泉寺本堂の本尊は、旧国宝で現在国の重要文化財の慈恵大師良源像である。天台宗中興の祖と言われ、元三大師の通称名で言われることが多い。檀家を持たない祈願寺であったので、普請に要する費用捻出のため彦根藩に援助を仰ぐなどしているが、発願から上棟まで28年を要している。

写真-2は玉泉寺本堂の外観を示すが、内部は吹き抜けのある一階であり、裳階のため二階建のように見える。写真-3は高木但馬が父日向と完成させた伊勢国一身田にある浄土真宗高田派本山の専修寺如来堂(国宝)も同様の裳階を有する構造をしている。

第3章 甲賀郡矢川神社再建をめぐる郡越作事に関する関係者の対応と特性

(1)甲賀郡矢川神社本殿再建普請に関する郡越作事の概要

矢川神社は、天平宝治6年(762)の創建と伝えられ、延喜式内社である。当時、矢川大明神(以下、矢川社と略す)と呼ばれ、祭神である大貴己命と矢川枝姫命の二神をこの再建普請で一社合殿になるまで、個別の社で祀っていた。当本殿は、過去何度か建て替え、修理が加えられているが、「寛喜二年(1230)本殿造営棟木」や「矢河宮御造供建長四年(1252)……」の墨書のある棟木が残っている。このことから二社別殿の本殿は、鎌倉時代中期から近世中期まで約500年間存在していたことが推定できる。甲賀郡森尻村(現甲賀市甲南町森尻)にあり、近世までは7ヶ村の郷社であった。神仏習合の影響で平安時代末から神宮寺である天台宗矢川清浄院の別当が兼帯で護持していた。

寛延元年(1748)本殿再建の意向を矢川寺別当(以下その他呼び名として寺僧、社僧、住持)順成から中井役所へ「乍恐奉願口上書」(表-3文書-5⁽²⁴⁾)として提出した。その内容は、「矢川大明神社及大

破候二付、この度改造仕度奉存候・・・」と再建願の趣旨を示し、大工棟梁は、蒲生郡八幡の高木但馬に頼む旨のことを記している。あわせて、地元深川村に大工九兵衛がいるが、仕手大工として甲賀郡大工を使うことを申し入れたが納得していないとも記載している。しかし今まで当社の棟梁を勤めた者はいないのでこの度受領大工である但馬に依頼し、各村氏子代表の同意を得ていることも記している。同社氏子で隣村深川村に居住する大工九兵衛は、杣庄組(杣組)年寄を務めたことがあり、同社を大工所として営業権を主張している高持役大工として存在していた。再建普請の意志が示される八年前の元文5年(1740)に、甲賀郡大工組を含む東近江五郡の大工組協定⁽²⁵⁾「為取替証文事」(写真-4)が発効していた。同文書の写真及び翻刻文を次に示す。この広域郡大工組連印証文は、いわゆる「郡越作事」禁止のため各郡大工組相互の活動を原則郡切り(郡内に限定)とする旨の再確認を取り交わした文書である。この東近江五郡の大工組協定証文には蒲生郡組頭高木但馬の名があるが、すでに享保年間末に四小組に分裂した甲賀郡は、組頭が存在しないので、泉村の大工年寄太兵衛が代表して記名押印している。

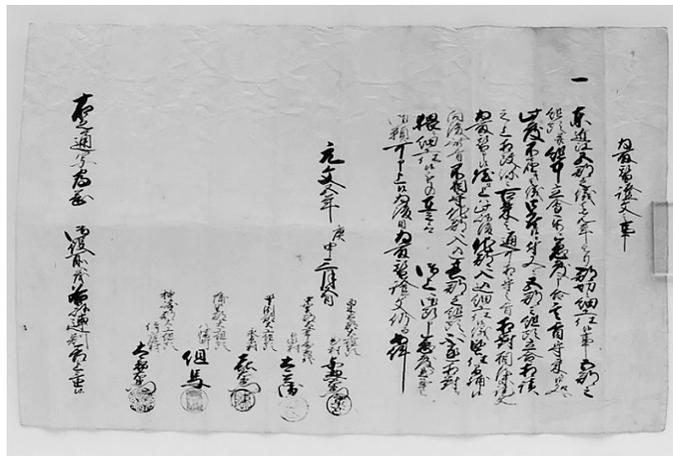


写真-4 東近江五郡大工組「為取替証文事」

為取替証文之事

一 東近江五郡之儀^一先年より郡切細工仕候事、五郡之組頭^二并組中立会、互^三急度申合、其旨守来り候処^三、此度不届^キ之儀御座候^三付、又々五郡之組頭立合相談之上相改、弥々古来之通可相守之旨相対相済証文為取替申候、然^ル上、此以後郡へ入込細工候儀堅仕間鋪候向後此旨不相守、他郡へ入込、其郡之組頭へ不遂相対ヲ懇^ニ細工仕候もの之候ハ、御上へ御断申、急度曲事之御願可申上候、為後日為取替証文仍^ニ如件

(東近江五郡組頭名以下省略)

元文五年庚申三月五日

表-3 矢川神社本殿再建普請をめぐる発注者矢川寺・氏子各村と中井役所、大工九兵衛のやり取り

文書番号	文書のタイトル・主旨・年号	差出	宛名	備考
文書5 (106)	矢川寺が中井役所へ差し出した願書 ⁽²⁴⁾ 「乍恐奉願口上書」寛延元年(1748)12月 他郡大工組頭である高木但馬に棟梁役をさせたい旨のお願い口上書	近江国 矢川寺 順成	中井主水 様御役所	地元大工九兵衛の反対があるが、別当・氏子代表共々の総意である。
文書6 (107)	大工九兵衛が中井役所へ差し出した願書 「乍恐奉願口上書」寛延元年(1748)12月 上記文書5に対する反論の趣旨	大工 九兵衛 大工年寄 惣右衛門	中井主水 様御役所	『他郡之大工遣候儀無用之由』を根拠に地元大工として上記文書への反論を示す
文書7 (109)	矢川寺が中井役所へ差し出した願書 「乍恐口上書」寛延元年(1748)12月 上記文書6に対する反論の趣旨	矢川寺	中井主水 様御役所	地元大工九兵衛の反論の矛盾を具体的に挙げ中井役所に示す。
文書8 (111)	九兵衛・惣右衛門の水口藩大庄屋宛への反論 「乍恐口上書」寛延元年(1748)12月 上記文書7に対する反論の趣旨	大工 九兵衛 大工年寄 惣右衛門	水口藩 大庄屋 新右衛門 四郎兵衛	氏子七ヶ村の内五ヶ村を占める大庄屋宛矢川寺が他郡大工組頭に本殿請負をさせようとしていることへの反論
文書9 (115)	大工九兵衛が中井役所へ差し出した願書 「乍恐口上書」寛延4年(1751)9月8日	大工 九兵衛	中井主水 様御役所	中井役所に別当・氏子代表の棟梁役選任の不満を示す。
文書9.1 (116)	大工九兵衛が中井役所へ差し出した願書 「乍恐口上書」寛延4年(1751)9月20日	大工 九兵衛	中井主水 様御役所	中井役所へ自分及び先祖がいかに矢川社に関わってきたかを記す。
文書10 (117)	水口藩領氏子五村の庄屋が同藩領大庄屋新右衛門と四郎兵衛に宛てた口上書 「乍恐奉願口上之覚 寛延4年(1748)9月 (七氏子村の内深川村は九兵衛在住の為無印、葛木村は稲垣藩領、寺庄村は旗本領)	水口藩領 五村庄屋	水口藩 大庄屋 新右衛門 四郎兵衛	地元大工九兵衛へ請負をさせず、高木但馬に請負をさせ、名義上新城村惣右衛門に棟梁役をさせたい旨を記している。

九兵衛は、この連印証文を楯に取り注文主とこれに賛同する村方氏子代表を相手に中井役所へ文書-6の訴状持参のうでに訴訟に及ぶこととなった。中井役所との関係は、組頭不在の小組の一つ杣組(杣荘)年寄クラスで過去に面識があっても、高木但馬の存在に劣っていたと想定できるが、中井役所の裁定はおおむね公正なものであった。

(2)甲賀郡矢川神社本殿再建普請をめぐる関係者の動向

地元有力大工である九兵衛と発注者である矢川社および氏子総代の推薦する大工選定に関する争論の概要は先述の通りである。九兵衛は、氏子を構成する隣村深川村に居住し、甲賀郡大工組が四組に分裂後、杣庄組の年寄などを勤めた有力高持大工であった。これに対し近江国の著名な受領大工⁽²⁶⁾であった蒲生郡大工組頭高木但馬は、先述したような諸堂を手掛けた有力大工であった。この大工選任のいきさつを、簡略化して表-3に文書-5~文書-10⁽²⁷⁾の内容を示す。

矢川社別当及び氏子総代と大工九兵衛との争論は、寛延元年12月から寛延4年9月まで約三年間続いている。この間中井役所からの仲裁の効果があったと考えられ、寛延4年九月以降、大工九兵衛の反論は止まっていて、寛延4年10月宝暦元年と

改元されるが、改元翌年の宝暦2年(1752)正月に一部文書が欠落しているが、矢川社別当と氏子総代庄屋二名及び名義上の棟梁役二名の中井役所への普請願が提出されている。表-4に普請願の文書-11⁽²⁸⁾(文書番号317)に示す。この文書は写しまたは下書きのため、通常同紙の裏書に中井役所の承認の記載及び許可年月日と署名押印があり、一枚で完結するが、続紙も欠落している。この文書によると、「従来二社あったところを破損してきたので、一社合殿にする仕様にしたい」旨を記している。また、中井役所からの内々の指示があったようで、棟梁役に山北組の大工年寄新城村の惣右衛門と新たに棟梁役として山南組大工年寄滝村の源三郎が記載されている。甲賀郡大工組が四組に分裂した後も緩やかな連携がみられ、そのうちの二組の年寄の名前が見える。これは矢川寺・氏子代表庄屋衆の総意で本殿造営の申請書を中井役所に提出したもので、実質の請負棟梁は、蒲生郡大工組頭高木但馬である。地元二名の棟梁名は、東近江五郡大工組の「為取替証文」に対応した名目のものである。

そして、次の宝暦3年(1753)正月に高木但馬から「一札之事」として、請負の証文として以下の文書が提出されている。表-4に請負証文の文書-12⁽²⁹⁾(文書番号118)に示す。

表-4 矢川神社本殿再建普請に向けた発注者矢川寺・氏子各村と役所、高木但馬関係文書

文書番号	文書のタイトル・主旨・年号	差出	宛名	備考
文書11 (317)	「矢川神社御社」 本殿普請願 宝暦2 ^甲 (1752)正月	矢川社 別当 矢川寺 氏子代表 二村庄屋	中井主水 様御役所	旧来の二社別殿を一社合殿 仕様での再建の許可願
文書12 (118)	「一札之事」 本殿普請請負証文 宝暦3 ^{癸酉} (1753)正月	蒲生郡大工 組頭 高木 但馬	矢川寺 氏子七村 庄屋衆中	証文の通り請負を誓約する。 これに相違した場合、残りの銀子の 受け取りはしない。



写真-5 矢川神社本殿 宝暦6年(1756)再建

(参考) 宝暦6年に一社合殿に再建された本殿は、向拝付きの三間社流れ作りで、桁行二丈五尺、梁行三間、向拝八尺の大型社殿で屋根檜皮葺であったが、昭和に入ってから屋根が銅板葺となっている。滋賀県近世社寺建築調査⁽³¹⁾によれば、「当本殿は宝暦には進んだ様式が見られる。湖南地方の特色と高木の作風を兼ねた作で、優美とは言えないが整備された近世らしさをよく備えた上質の社殿である」と評している。

高木但馬は、矢川寺と七ヶ村庄屋衆中に宛て「取り交わした証文の通り社殿細工一式の絵図・仕様帳の趣旨で請負う。大工数が四千五百人工、彫刻工数が三百五十人工の積算の通りで、入念施工する。もしこれに反することがあれば完成後の銀子は受取致さない。」と誓約している。これによって、矢川社本殿普請は、宝暦6年(1756)に完成する。このことを示す高欄擬宝珠、棟札⁽³⁰⁾が残されている。

矢川神社の再建普請の一件は、地元大工が「郡越作事」の証文を楯に他郡著名大工の排除を企てたが、注文主である矢川社別当や氏子庄屋衆の総意である「受領大工への発注」に到着した。近江国で中世から続く大工家の内、当時技量が優れているとされた高木但馬は、在所の蒲生郡だけでなく近江国近郡の堂宮を建立していて、その名が知れ渡っていたようである。数百年に一度の本殿建替え工事は、当時の発注者の立場からして後世にすぐれた普請をしたい願望が強かったと推定できる。発願から竣工まで8年かかっているが、文書を通じて関係者の立場や考え方、当時の問題解決の方法が比較的よくわかる。

おわりに

本稿では、近江国浅井郡玉泉寺と甲賀郡矢川神社の造営をめぐる、「郡越作事の原則禁止」の決まりを主張する大工組大工と発注者、六ヶ国大工組支配の中井役所、及び両社寺の発注を受けた蒲生郡大工組頭の複雑な関係と動きを整理し、その対応の相違と特徴について解説した。以下に浅井郡大工組と甲賀郡大工組の特徴を整理しまとめると以下のようになる。

浅井郡大工組の特徴

- ① 当大工組は、近世初期寛永年間に存在が確認されるが、一度中絶し享保年間に再建され、近江国各郡大工組の内では特異な経歴を持つ。また、元々高持大工比率の少ない大工組であったが、再建後さらにその比率が低下していた。近江大工組全体を見ても近世後期になるに従い「高持大工」数に対し、持ち高のないいわゆる「平大工」の増加傾向がみられる。浅井郡大工組は、再建後早くもこの傾向が現れ比較的フラットな組織で、他郡大工組頭が世襲制を取っていたのに対し任期数年間の年番制を採用していた。このため、組織の結束力は相対的に弱

く、小組への分立の傾向が強い。

- ② 浅井郡大工組が中興大工組として中井役所支配下に復旧したのは、役大工としての職分の安定を幕府権威に頼り永続的な大工所である営業権を確保しようとしたことと推定できる。

また、彦根藩領相給村が多く無役大工も多数存在するため侵食を受けやすい地域的特性があったが、小組に分裂しながらも幕末まで中井役所支配下に属した大きな要因であったと考えられる。

甲賀郡大工組の特徴

- ① 当大工組は、一郡一組頭制度が近世初期中井家支配を受ける頃から享保年間末まで百年余り継続したが、支配下の大工衆に範を示すべき立場にありながら組頭自身が役大工の特権を放棄するような事件を起こし、四小組への分立の契機となった。
- ② 四小組に分立した後も、互いの緩やかな連携が見られ、東五郡のいわゆる「郡越作事の原則禁止」の証文に記載されているように代表者の選任、権限の委譲がみられる。したがって一郡一組頭時代と同じように大工組組織の引き締めは強く「諸役免除の特権」、素人大工の排除など場合により中井役所の権威に頼るが、多くは自らの組織力で内済に収めた事例⁽³²⁾が大工家文書にみられる。

近世近江国の彦根藩領を除く各郡大工組は、五畿内大工組同様、京都大工頭中井役所の支配下におかれ、公儀普請・作事御用を最優先に勤めてきた。中井役所は、公儀からの作事法度、触書などで五畿内・近江国支配下の各大工組(農村の場合、郡大工組)をそのつど指示・命令・監督してきた。中井役所へ上訴される訴状の多くは、大工組間の紛争であるが、大抵の場合中井役所へ訴える前に、各組頭間の内済調停で完結していた。しかし、本稿で取り上げた近江国の湖北と湖南地方の大工組の二件の争論は、中井役所への訴状提出まで進展するものの、それぞれ違った顛末を迎えることになった。大工組を取り巻く環境は、それぞれの歴史的背景、大工組の支配能力、領主と幕府京都大工頭中井役所の二重支配など複雑な力が働いていた。

本文で記述したように二件とも終息に時間がかかっていたのは、このような理由によるものと考えられる。いずれの建物も建立後二百数十年を経過す

るが、適切に維持管理され、比較的良好な姿を今日に伝えている。

註

- (1) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第一章、第一節(思文閣出版、1992年)。P.9中井家大工支配の初期形態
- (2) 同上。P.229～231中井家配下の棟梁衆
- (3) 高橋正彦編『大工頭 中井家文書』P.210(慶応通信、1983年)
谷直樹『中井家大工支配の研究』第二章(思文閣出版、1992年)。P.137～138
老中連署奉書
五畿内並近江国中在々所々大工田畑高役之儀、如前々被成御赦免候、可被得其意候、恐々謹言
寛永十二亥 阿(部)豊後守忠秋(花押)
九月七日 以下老中三名連署花押
- (4) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第五章、第一節P.264、中井家文書「寛文八年・・仰出候書付之写」
- (5) 村谷清家文書「寛永十二亥年五畿内江州大工柚御赦免被為成候時御訴訟申上候覚」。藤田彰典・八杉淳「近江国高島郡の大工仲間史料(上)」(『史朋』18号、1981年)
- (6) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第二章、第一節P.134
- (7) 落合家文書「為取替証文之事(文書番号3)」滋賀県立大学図書情報センター蔵、翻刻文：近江主要大工組が参加した「郡越作事」への取り決め証文、中井役所への連判差上の記述があるが、写しであるため中井家裏書がない。なお、文書番号は、『滋賀県立大学 学芸員課程報告書』17～19号(2015～17年)掲載目録によった。
- (8) 小山家文書「為取替証文之事(文書番号142)」小山岩雄家文書調査報告書：甲賀市教育委員会2006年
- (9) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第二章、第三節P.142 表-3に記載
- (10) 北村大輔《特別寄稿》「浅井郡大工組の成立と変遷」(『湖北の木匠』、長浜市立長浜城歴史博物館)P.104
- (11) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第五章、第二節P.297 小山家文書
- (12) 同上 小山家文書、中井家文書「水口城夫役一件」(B-3-a-12)
- (13) 岡山大学黒正巖記念館蔵：旧小山家文書
- (14) 落合家文書(文書番号141) 安永9年(1780)建立を示す祈祷札(控書)
- (15) 表-2 文書-2 翻刻文「以飛脚ヲ申入候」長浜市立長浜城歴史博物館蔵：旧西嶋但馬家文書
- (16) 旧東浅井郡びわ町教育委員会『研究紀要 第三号』「享保十六辛亥年八月大工仲間定帳」：旧西嶋但馬家文書
- (17) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第五章、第二節P.272 滋賀大学資料館蔵『稿本高木家文書』
- (18) 谷直樹『中井家大工支配の研究』第五章、第二節P.272 貝戸家文書、松原家文書
- (19) 三重県津市 浄土真宗高田派本山 専修寺如来堂 平成29年11月国宝指定(棟梁：高木日向・但馬)
- (20) 滋賀県東近江市五箇庄町 弘誓寺 浄土真宗大谷派 宝暦5年(1755)建立、昭和62年重要文化財指定
- (21) 北村大輔「玉泉寺本堂事件」：『研究紀要 第三号』、東浅井郡びわ町教育委員会、2003年
- (22) 落合家文書「高木内史弥兵八から内右衛門宛ての十五両受取状」(文書番号435)包紙上書に「三川本堂二付八幡分證文入」記載事項「覚 一 金子十五両右之通将ニ請取申候」差出人八幡大工丁 高木内史 弥兵八
- (23) 落合家文書(文書番号122, 152, 209, 210, 274, 278, 279, 280, 307)
- (24) 矢川神社文書「乍恐奉願口上書(文書番号106)」
矢川社別当順成は寛延2年(1749)没。この後の別当は周顕が引き継ぎ、本殿再建を完成させている。両名とも彦根藩井伊家家臣の次男で矢川寺清浄院の住持を勤めた。
- (25) 小山家文書「為取替証文之事(文書番号142)」：小山岩雄家文書調査報告書：甲賀市教育委員会2006年
- (26) 高木家文書「受領名補任状：享保19年10月16日(文書番号11)」
- (27) 矢川神社文書106～117：矢川神社文書調査報告書：甲賀市教育委員会2005年
- (28) 矢川神社文書317：矢川神社文書調査報告書：甲賀市教育委員会2005年
- (29) 矢川神社文書118：矢川神社文書調査報告書：甲賀市教育委員会2005年
- (30) 矢川神社 宝暦5年本殿造営棟札：矢川神社蔵
- (31) 国立奈良文化財研究所『滋賀県の社寺建築』：1986年P.250
- (32) 小山家文書「証証文一札(文書番号192～217)」：小山岩雄家文書調査報告書：甲賀市教育委員会2006年